

藤枝市・恵庭市広域ネットワーク試作支援事業要綱

(趣 旨)

第1条 会長は、地場産業と藤枝市・恵庭市広域ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の振興と発展を図るため、両市で生産された農畜産資源（以下「農産物等」という。）を相互に活用した新商品創出に向けた研究、開発等に取り組む事業に対し、予算の範囲内において、支援する。

(対象事業者)

第2条 支援の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、法人又は個人事業主であって、申込日において事業を営む者のうち次に掲げる要件をすべて備えなければならない。

- (1) ネットワークの会員であること。
- (2) 試作支援事業を利用し新商品創出に向けた研究、開発等に取り組む者であること。

(対象事業)

第3条 支援を受けることができる事業（以下「対象事業」という。）は、藤枝市内及び恵庭市内の対象事業者が互いの市で生産された農産物等を活用して取り組む新商品創出に向けた研究・開発事業とする。

(支援対象経費)

第4条 支援の対象とする経費は、次に掲げるものとする。

- (1) (1) 新商品創出に向けた研究・開発に必要な原材料の購入費（対象事業の農産物等に限る。）
- (2) (2) 上記購入に伴い生ずる送料

(支援額)

第5条 支援額は、次の基準により決定する。

- (1) 1件につき上限25千円とする。
- (2) 1事業者につき1件までとする。
- (3) 対象事業者は、予算の範囲内において会長が決定する。

(実施期間)

第6条 対象事業の実施期間は、当該年度の3月20日までとする。

(申込み)

第7条 支援を受けようとする者は、申し込みしようとする年度の1月末までに、申込書に使用する材料（農産物等）購入に係る見積書を添えて会長（事業者等が所在する市のネットワーク事務局）に提出しなければならない。

(支援の決定)

第8条 会長は、申込書を受理したときは、その内容を審査した上で決定し、支援決定通知書により申込者に通知するものとする。

2 会長は、前項の決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）が虚偽その他の不正行為により決定を受けた場合又は支援の要件等に違反があった場合は、支援の決定を取り消すことができるものとする。

(実績報告及び請求)

第9条 支援決定者は、支援の決定を受けた年度の3月20日までに実績報告書兼請求書に次に掲げる書類を添えて会長（事業者等が所在する市のネットワーク事務局）に提出しなければならない。

(1) 試作品の写真

(2) 領収書等支払いをしたことを証する書類等

(支援金額の確定)

第10条 会長は、実績報告書兼請求書があった場合は、当該報告に係る内容を審査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、交付額確定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第11条 その他、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年1月7日から施行する。